

## 証券投資信託約款変更に関する書面決議のお知らせ

このたび、当社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、2026年1月9日をもって投資信託約款の変更（以下「約款変更」といいます。）をすること（以下「各ファンドの議案」といいます。）に関して、2025年11月5日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

野村 PIMCO 米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型

野村 PIMCO 米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

### 2. 約款変更の内容および理由

本書面決議の議案（重大な約款変更）は以下になります。

「野村 PIMCO 米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型」および「野村 PIMCO 米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型」（以下「各ファンド」といいます。）は、円建ての外国投資信託である PIMCO バミューダ・US・コア・ファンドおよび円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンドへの投資を通じて、米ドル建ての米国投資適格債券等を実質的な投資対象、派生商品等を実質的な取引対象として、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なっており、

しかしながら、現在、各ファンドの主要投資対象である外国投資信託の残高が減少傾向にあるため、十分に効率的な運用が難しくなり、これが運用成績を押し下げる要因となっております。

この状況を踏まえ、当該外国投資信託は各ファンドの信託期間終了日までの運用継続が困難であると判断され、繰上償還することが決定されました。

これに伴い、各ファンドは運用戦略、信託財産留保額および申込不可日に関する約款変更を行なう必要が生じたため、それらの約款変更について本書面決議の手続きを行なうことといたしました。

#### ■重大な約款変更該当する項目（受益者の皆様に賛否のご判断をお願いする項目）

	変更後	変更前
運用戦略	・米国投資適格社債 1-10 年インデックスマザーファンド（既設）を通じたブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（円ヘッジ・円ベース）を対象とするインデックス運用	・PIMCO 社の外国投資信託を通じて、米国債、米国政府関連債、社債、MBS 等に投資するアクティブ運用 ・ピムコジャパンリミテッドに、外国投資信託受益証券の運用の権限を委託
信託財産留保額	・0.1%	・無し
申込不可日	・申込日当日および翌営業日が「ニューヨーク証券取引所」、「ニューヨークの銀行」、「ロンドンの銀行」の休業日に該当する場合	・申込日当日が、「ニューヨーク証券取引所」の休場日に該当する場合

※なお、各ファンドの議案が可決された場合、以下の約款変更（重大な約款変更には該当しません。）をあわせて行なう予定です。（2026年1月9日（金）適用予定）

#### ■可決した場合に約款変更を行なう項目

	変更後	変更前
信託報酬率（総額）	・年 0.605%（税抜年 0.55%）	・年 1.353%（税抜年 1.23%）～年 1.408%（税抜年 1.28%）*

ファンド名	・米国投資適格社債 1-10 年インデックスファンド (為替ヘッジあり) 毎月分配型/年 2 回決算型	・野村 PIMCO 米国投資適格債券戦略ファンド (為替ヘッジあり) 毎月分配型/年 2 回決算型
信託期間 (定時償還日)	・2030 年 6 月 18 日	・2027 年 6 月 18 日
繰上償還条項	・受益権口数が 30 億口を下回った場合は繰上償還する場合があります	・受益権口数が 30 億口を下回った場合、または「毎月分配型」、「年 2 回決算型」の受益権口数の合計が 50 億口を下回った場合は繰上償還する場合があります ・主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は繰上償還する
信託金限度額	・1 兆円	・2 兆円

\*各ファンドの純資産総額の合計値に応じて変動します。

詳細は、投資信託約款変更案および投資リスク変更案の新旧対照表をご参照ください。

### 投資信託約款変更案の新旧対照表

以下は、本書面決議の議案（重大な約款変更）のほか、議案が可決となった場合にあわせて行なう予定の約款変更（重大な約款変更には該当しません。）を含んだものです。

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>&lt;ファンド名&gt; <u>米国投資適格社債 1-10 年インデックスファンド</u> (為替ヘッジあり) 毎月分配型</p> <p><u>米国投資適格社債 1-10 年インデックスファンド</u> (為替ヘッジあり) 年 2 回決算型</p> <p>運用の基本方針</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1. 基本方針</b> この投資信託は、<u>ブルームバーグ米国投資適格社債 (1-10 年) インデックス (円ヘッジ・円ベース) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。</u></p> <p><b>2. 運用方法</b> (1) 投資対象 <u>米国投資適格社債 1-10 年インデックスマザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。)</u> 受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。</p> <p>(2) 投資態度 ① <u>マザーファンド受益証券を主要投資対象と</u></p>	<p>&lt;ファンド名&gt; <u>野村 PIMCO 米国投資適格債券戦略ファンド</u> (為替ヘッジあり) 毎月分配型</p> <p><u>野村 PIMCO 米国投資適格債券戦略ファンド</u> (為替ヘッジあり) 年 2 回決算型</p> <p>運用の基本方針</p> <p>&lt;同左&gt;</p> <p><b>1. 基本方針</b> この投資信託は、<u>インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。</u></p> <p><b>2. 運用方法</b> (1) 投資対象 <u>円建ての外国投資信託である PIMCO バミューダ・US・コア・ファンド-J(JPY,ヘッジ)クラス受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。</u></p> <p>(2) 投資態度 ① <u>PIMCO バミューダ・US・コア・ファンド</u></p>

し、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

④ <略>

(3) 投資制限

① 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したものの、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）を行使したもの、および社債権者割当等により取得したものに限りません。

② 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑥ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑦ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑧ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑩ <略>

3. 収益分配方針

<略>

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② <略>

-J(JPY,ヘッジ)クラス受益証券および野村マネーマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の場合においては、PIMCO バミューダ・US・コア・ファンド-J(JPY,ヘッジ)クラス受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

※通常の場合においては、PIMCO バミューダ・US・コア・ファンド-J(JPY,ヘッジ)クラス受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 運用にあたっては、ピムコジャパンリミテッドに、外国投資信託受益証券の運用の指図に関する権限を委託します。

<新設>

③ <同左>

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

⑤ <同左>

3. 収益分配方針

<同左>

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② <同左>

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2030年6月18日までとします。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. <略>
- イ. <略>
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条の4、第19条の5、第19条の6及び第20条の2に定めるものに限ります。）に係る権利
- ハ. <略>
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. <略>
- イ. <略>
- ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
  - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
  - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
  - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である米国投資適格社債 1-10年インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得な

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成39年6月18日までとします。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. <同左>
- イ. <同左>
- <新設>
- ロ. <同左>
- ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. <同左>
- イ. <同左>
- <新設>

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者（第19条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第20条、第21条、第24条、第25条および第27条について同じ。）は、信託金を、円建ての外国投資信託である、PIMCO バミューダ・US・コア・ファンド-J(JPY,ヘッジ)クラス受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

いことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「 <u>転換社債型新株予約権付社債</u> 」と いいます。)	
5. <u>特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）</u>	< 新設 >
6. <u>投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）</u>	< 新設 >
7. <u>転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、株主割当または社債権者割当等により取得した株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券</u>	< 新設 >
8. <u>コマーシャル・ペーパー</u>	< 新設 >
9. <u>外国の者の発行する証券または証書で、第 4 号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証券の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの</u>	< 新設 >
10. <u>前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 8 号の証券または証書の性質を有するもの</u>	< 新設 >
11. <u>投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）</u>	< 新設 >
12. <u>投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）</u>	< 新設 >
13. <u>外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）</u>	< 新設 >
14. <u>受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）</u>	< 新設 >
15. <u>外国法人が発行する譲渡性預金証書</u>	< 新設 >
16. <u>外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 14 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの</u>	< 新設 >
17. <u>抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）</u>	< 新設 >
<u>なお、第 7 号の証券または証書ならびに第 9 号、第 10 号および第 14 号の証券または証書のうち第 7 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 1 号から第 6 号までの証券、第 9 号の証券または証書のうち第 4 号の証券または証書の性質を有するものならびに第 10 号および第 14 号の証券または証書のうち第 1 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 11 号および第 12 号の証券ならびに第 14 号の証券または証書のうち第 11 号および第 12 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。</u>	<u>なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。</u>
② < 略 >	② < 同左 >
1. ~4. < 略 >	1. ~4. < 同左 >
5. <u>貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの</u>	< 新設 >
6. <u>外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの</u>	< 新設 >
7. <u>日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）</u>	< 新設 >
8. <u>流動性のあるプリファード セキュリティーズ</u>	< 新設 >

およびこれらに類するもの（前項第9号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**（利害関係人等との取引等）**

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第21条において同じ。））、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条の8、第20条、第20条の4および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② <略>

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

**（利害関係人等との取引等）**

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第21条において同じ。））、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② <同左>

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引

法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条の 8、第 20 条、第 20 条の 4 および第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ <略>

#### 第 19 条 (削除)

##### (投資する株式の範囲)

第 19 条の 2 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

##### (同一銘柄の株式への投資制限)

第 19 条の 3 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ <同左>

##### (運用の権限委託)

第 19 条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲：外国投資信託受益証券の運用

委託先名称：ピムコジャパンリミテッド

委託先所在地：東京都港区

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 32 条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、平成 29 年 12 月以降の毎年 6 月および 12 月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産に属する運用の指図に関する権限を委託する外国投資信託受益証券の時価総額の日々の平均値に年 10,000 分の 40 の率を乗じて得た額とします。

③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

<新設>

<新設>

**（先物取引等の運用指図）**

第 19 条の 4 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

**（スワップ取引の運用指図）**

第 19 条の 5 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**（クレジットデリバティブ取引の運用指図）**

第 19 条の 6 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イ、同条第 22 項第 6 号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項第 6 号イに掲げるものに限りま

<新設>

<新設>

<新設>

る価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 19 条の 7 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 19 条の 8 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 20 条の 2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとしま

< 新設 >

< 新設 >

< 新設 >

す。  
④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）**

第 20 条の 3 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**（外国為替予約取引の指図および範囲）**

第 20 条の 4 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）**

第 20 条の 5 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

**（混蔵寄託）**

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<新設>

<新設>

<新設>

**（混蔵寄託）**

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ <略>

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 55の率を乗じて得た額とします。

②～③ <略>

(信託の一部解約)

第 37 条 <略>

② <略>

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④～⑥ <略>

(信託契約の解約)

第 38 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

<削除>

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ <同左>

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、別に定める信託（この信託を含みます。）の信託財産の純資産総額の合計額と次の率から決まる率を、信託財産の純資産総額に乗じて得た額とします。

(純資産総額の合計額) \_\_\_\_\_ (率)

1,000 億円以下の部分 年 1 万分の 128

1,000 億円超

5,000 億円以下の部分 年 1 万分の 126

5,000 億円超の部分 年 1 万分の 123

②～③ <同左>

(信託の一部解約)

第 37 条 <同左>

② <同左>

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④～⑥ <同左>

(信託契約の解約)

第 38 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、別に定める信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が 50 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ <略>

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（付則）

第1条 <略>

第2条 第20条の2に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第20条の2に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決

官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ <同左>

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（付則）

第1条 <同左>

<新設>

<p>済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息と合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</p>	
<p>(付表) &lt;削除&gt;</p>	<p>(付表)</p>
<p>1. 別に定めるいずれかの条件 約款第 12 条第 3 項および第 37 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。 ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所の休業日の場合 ・ 申込日翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日の場合 ・ 申込日当日がニューヨークの銀行の休業日の場合 ・ 申込日当日がロンドンの銀行の休業日の場合 ・ 申込日翌営業日がニューヨークの銀行の休業日の場合 ・ 申込日翌営業日がロンドンの銀行の休業日の場合</p>	<p>1. 別に定める信託 約款第 32 条第 1 項および第 38 条第 1 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。 追加型証券投資信託 野村 PIMCO 米国投資適格債券戦略ファンド (為替ヘッジあり) 毎月分配型 追加型証券投資信託 野村 PIMCO 米国投資適格債券戦略ファンド (為替ヘッジあり) 年 2 回決算型</p> <p>2. 別に定めるいずれかの条件 約款第 12 条第 3 項および第 37 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。 ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合</p>

投資リスク変更案の新旧対照表

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>《基準価額の変動要因》 債券価格変動リスク 債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。 ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。</p> <p>&lt;削除&gt;</p>	<p>《基準価額の変動要因》 債券価格変動リスク 債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。 ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれるモーゲージ証券および資産担保証券等の価格は、<u>期限前償還（元本の一部が満期前に償還されること）の影響も受けます。期限前償還によるモーゲージ証券および資産担保証券等の価格変動は、各証券の種類や特性によって様々であり、一様ではありません。</u></p> <p>期限前償還リスク ファンドが実質的に投資するモーゲージ証券および資産担保証券等は、一般的に担保となっているローン債権等がいつでも繰上げ返済され得るため、期限前償還が発生します。また、一般的に金利が低下すると、ローン債権等の借り換えの発生が増加するため、期限前償還も増加する傾向があ</p>

<p><b>為替変動リスク</b>  実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。  また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。</p> <p>《その他の留意点》  &lt;略&gt;  ・ファンドの基準価額と対象指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。  また、ファンドの投資成果が対象指数との連動または上回ることを保証するものではありません。  ・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>	<p>ります。  期限前償還によって外国投資信託が受取る償還金を再投資する場合の利回り水準は、一般的に期限前償還が生じなければ得られた利回りよりも低くなると考えられます。  ファンドがこれらの証券に元本を上回る価格で実質的に投資した場合、期限前償還により、当該証券の元本超過額を限度として損失が生じる場合があります。</p> <p><b>為替変動リスク</b>  ファンドが投資する「J（JPY,ヘッジ）クラス」においては、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。  また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。</p> <p>《その他の留意点》  &lt;同左&gt;  &lt;新設&gt;</p> <p>・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。</p> <p>・ファンドが投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、ファンドを繰上償還させます。</p> <p>・店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。</p>
--	--

3. 変更の適用予定日

2026年1月9日

4. 諸手続きについて

2025年9月17日時点の各ファンドの受益者の皆様に対して、後日、各ファンドの議案に関する議決権行使書面を送付いたしますので、書面決議について議決権を行使される受益者の方は、2025年11月4日（必着）までに、議決権行使書面に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。なお、議決権

を行使されない受益者の方は、各ファンドの投資信託約款第 43 条第 3 項の規定により、各ファンドの議案について賛成するものとみなされます。また、各ファンドの議案は互いに独立しており、書面決議の結果、否決されたファンドについては約款変更を行ないません。その場合は「主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合」に実質的に該当すると考えられることから、投資信託約款第 38 条第 2 項の規定に基づき、信託を終了（繰上償還）する予定です。

各ファンドの議案が可決された場合（各ファンドそれぞれにおいて、賛成する受益者の方の受益権の合計口数が、2025 年 9 月 17 日時点の各ファンドそれぞれの受益権の総口数の 3 分の 2 以上となった場合）は、各ファンドそれぞれの約款変更の届出を行ない、2026 年 1 月 9 日に約款変更いたします。

書面決議の結果にかかわらず、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金（解約）のお申込みをお受けいたします。

各ファンドは、受益者の方が換金（解約）のお申込みを行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該受益者の方に対して解約代金が支払われます。

そのため、各ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 2 項に定める委託者指図型投資信託に該当し、各ファンドの議案に反対された受益者の方が受託会社に対して投信法第 18 条第 1 項に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

以上

2025 年 9 月 16 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
野村アセットマネジメント株式会社